

にぎわい回復事業実施補助金について

令和4年5月23日議会運営委員会資料
商工部商業観光課



状況

- 県において飲食店・商店街利用促進補助金の公募開始（4/8-5/11） ▶ 市内商店街振興組合などで強い活用の希望あり
- 県補助金は自由度が高く、プレミアム、景品等に充当が可能 ▶ 商店街独自のプレミアム商品券（紙）事業等が想定される
- 一方、県補助金は補助率1/2となり、事業実施時の自己負担の原資が課題 ▶ 市による上乗せ支援により負担を軽減
- 県補助金との一体的な活用 ▶ 相乗効果を企図、事業の大型化にも対応

本補助金のポイント
(活用可能なもの)

- プレミアム商品券
- 景品などの消耗品
- キャッシュレス決済
全額充当可能

提案内容

- 令和4年度商店街等にぎわい回復事業補助金（北上市版飲食店・商店街利用促進事業費補助金）を措置
 - ▶ 1団体上限50万円を支援（県費との併給可、自己負担分への充当を想定）
 - ▶ 商店街振興組合其他団体のプレミアム付き商品券、ポイント還元事業を支援
 - ▶ 商店街振興組合などが連合して事業を実施する場合、同一の事業に補助金を持ち寄ることが可能に（プレミアム分には10割充当する事業も可能 ※令和2年度にぎわい回復事業補助金（4割充当まで）を緩和）

事業実施
困難に

活用モデル 事業収入比較 Before…市の支援なし After…市の支援あり
(総額2,500万円余り プレミアム率2割(500万円) 5団体で共同実施する場合)

| | | | | |
|--------|----------------|---------------------|----------------------|---------------|
| Before | A県補助金 (250) | | C商品券売上げ収入 (2,000) | 自己負担 (250) |
| After | A県補助金 (250) | B市補助金 (50*5=250) | C商品券売上げ収入 (2,000) | |

A 県 補助率1/2 上限250万円 交付対象者

- 生活衛生同業組合（旅館ホテルなど）
- 飲食店組合、
- 商店街振興組合、事業協同組合
- 商工会議所ほか

交付対象経費（経費中の上限割合なし）

- 専門家謝金、旅費
- 消耗品費ほか需用費、役務費
- リース料
- 商品券上乗せ分の負担金
- 委託費、人件費

県補助金（飲食店・商店街利用促進事業）

B 市 補助率1/2 上限50万円 交付対象者

- 商店街振興組合、事業協同組合
 - その他市長が認める商業団体
- 県制度の交付対象者をカバー

交付対象経費（経費中の上限割合なし）

県制度の対象事業費と同一

市補助金（令和4年度にぎわい回復事業）

予算要求額 3,500千円
積算基礎：500千円×7団体
(令和4年度第2号補正予算)

- 活用が想定される団体※
(※令和2年度にぎわい回復事業補助金の活用実績があり、事業実施可能な事務局機能を有する団体)
- 商店街振興組合及び連合会 5団体
- 協同組合及びテナント会 2団体
- (計7団体)

- 令和2年度に同じくにぎわい回復補助金事業を実施、7団体に各100万円を支援。